

広島県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年六月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、一七九
広島市東区	三二、四五八
広島市南区	三七、五四六
広島市西区	四九、八一〇
広島市安佐南区	六〇、四七一
広島市安佐北区	四一、一一三
広島市安芸区	二一、一五五
広島市佐伯区	三六、六一一
呉市	六六、三五五
竹原市豊田郡	一〇、三四七
三原市世羅郡	三二、二六六
尾道市	四〇、四四六
福山市	一二五、八八九
府中市神石郡	一四、八七八
三次市	一五、四六八
庄原市	一一、〇七三
大竹市	七、九二六
東広島市	四七、五三六
廿日市市	三一、九七〇
安芸高田市	八、六五二
江田島市	七、五六一
安芸郡	三一、五三八
山県郡	七、四九三